

令和 年 月 日

東京都水道局長 殿

### メータ設置基準の例外取扱承認申請書

下記の工事場所においては、一括計量するメータの設置が困難なため、東京都給水条例施行規程第7条の2及び第7条の3の規程に基づき、2個以上のメータを設置することを申請します。

なお、本承認により設置した2個以上のメータで計量した使用水量は、東京都給水条例第23条の5の規程に基づき「水量総計扱い(※)」が適用されることを承諾します。

**※水量総計扱い**

同一のお客さまが同一敷地内で、2個以上のメータを使用して給水を受ける場合に、それぞれのメータで計量した使用水量を合計して料金算定を行うことをいいます。これにより、1契約として扱われ、発行される請求書・領収書は1通となります。

工事場所	区市町 丁目 番号															
	申請者名															
工事区分 (○を記入)	給水装置								受水タンク以下装置 増圧(又は特例)給水設備以下装置等							
	区	水道番号				区分	CD	区	水道番号				区分	CD		
水量総計扱いが 適用されるメータ (お客さま番号)																
合計																
件																

決定	年	月	日	課長	課長代理	担当者	業務受託者
							所長